

平成26年 壱岐市議会定例会 3月会議会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成26年3月26日 午前10時00分開議

日程第1	議案第16号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第17号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第18号	壱岐市社会教育委員条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第19号	壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第20号	壱岐市病院事業の設置等に関する条例及び壱岐市職員定数条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第21号	公の施設の指定管理者の指定について(青嶋公園)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第22号	沼津B辺地に係る総合整備計画の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第23号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第24号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算(第10号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第25号	平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第26号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第27号	平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第28号	平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第29号	平成26年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第30号	平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第31号	平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第32号	平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第33号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第34号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第35号	平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第36号	平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第37号	平成26年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第38号	平成26年度壱岐市病院事業会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第39号	平成26年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第40号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	要望第1号	これからの勤労青年教育のあり方に関する要望	総務文教厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第27	同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・同意
日程第28	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・了承
日程第29	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・了承
日程第30	発議第2号	離島航路の運賃低廉化を求める意見書の提出について	提出議員 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・可決

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

---

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 梶崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君  
事務局次長補佐 吉井 弘二君 事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。長崎新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案3件を受理しております。

ここで、左野病院部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。左野病院部長。

○病院部長（左野 健治君） おはようございます。去る3月5日に提出いたしました議案第38号平成26年度壱岐市病院事業会計予算につきまして、予算書の一部に誤りがございましたので、別紙配付の正誤表をもって訂正をさせていただきます。

訂正箇所は、予算書の14ページの予算に関する説明書の給与費明細書3の給料及び手当の状況（1）の職員1人当たりの給与の平均、26年4月1日現在の平均給与月額欄でございます。

訂正内容でございますが、平均給与月額に期末勤勉手当を除いた額を記載すべきところを、期末勤勉手当を含んだ額を記載しておりました。まことに申しわけございませんでした。訂正をお願いいたします。

---

### 日程第 1. 議案第 16 号～日程第 26. 要望第 1 号

○議長（町田 正一君） 日程第 1、議案第 16 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから、日程第 26、要望第 1 号これからの勤労青年教育のあり方に関する要望まで、26 件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。豊坂敏文総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果について述べます。

議案第 16 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第 17 号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第 18 号壱岐市社会教育委員条例の一部改正について、原案可決。議案第 19 号壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第 20 号壱岐市病院事業の設置等に関する条例及び壱岐市職員定数条例の一部改正について、原案可決。議案第 21 号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）、原案可決。議案第 25 号平成 25 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。議案第 26 号平成 25 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。議案第 27 号平成 25 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。議案第 28 号平成 25 年度壱岐市病院事業会計補正予算（第 3 号）、原案可決。議案第 30 号平成 26 年度壱岐市国民健康保険業特別会計予算、原案可決。議案第 31 号平成 26 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。議案第 32 号平成 26 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。議案第 35 号平成 26 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。議案第 36 号平成 26 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。議案第 38 号平成 26 年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決。

委員会の意見、議案第 30 号平成 26 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算については、平成 24 年度より毎年度赤字補填分の法定外繰入金が 2 億円程度計上されている。このままでは

当市の財政を圧迫することから、国保財政の健全化を図りたい。

議案第35号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算については、施設の建設予算が計上されていないので、運営形態を明確にし、早期建設の実現を図ること。

次に、委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見、処置の順で報告いたします。

要望第1号、平成26年3月11日、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望、不採択とすべきもの、下記のとおり処置はなし。委員会の意見、当市の勤労青年教育の振興方策については、実態に応じた教育がなされていることから、不採択としております。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから総務文教厚生常任委員長報告に対し質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑ありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。深見義輝産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（深見 義輝君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果。議案第22号沼津B辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。議案第23号市道路線の認定について、原案可決。議案第33号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。議案第34号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。議案第37号平成26年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。議案第39号平成26年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

なお、付託を受けていました要望第2号福岡—壱岐—対馬航路における運賃値下げ実現のための長崎県リプレイス事業支援の早期適応についてご支援・ご協力をお願いする要望外3件は、航路問題の要望に関しては、重要性を考え、総務文教厚生委員会と連合審査を開催しました。

壱岐の経済に最も大きな影響があり、十分な審議と慎重な審査が必要と判断したので、継続審

査といたしました。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。  
〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。今西菊乃予算特別委員長。  
〔予算特別委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

○予算特別委員長（今西 菊乃君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に行います。議案第24号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）、原案可決。議案第29号平成26年度壱岐市一般会計予算、原案可決。議案第40号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）、原案可決。

委員会意見として、平成26年度より地方交付税の合併算定替による段階的縮減が始まり、市民税も減少し、厳しい財政状況となっている。限られた財源を効率的に活用すべきである。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。  
〔予算特別委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第16号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第16号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第17号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号壱岐市社会教育委員条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第18号壱岐市社会教育委員条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第19号壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号壱岐市病院事業の設置等に関する条例及び壱岐市職員定数条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第20号壱岐市病院事業の設置等に関する条例及び壱岐市職員定数条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号沼津B辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第22号沼津B辺地に係る総合整備計画の策定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号市道路線の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第23号市道路線の認定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第24号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第25号平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第26号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第27号平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第28号平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成26年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第29号平成26年度壱岐市一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第30号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第31号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第32号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第33号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第34号平成26年度壱岐市下水道事業特

別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第35号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第36号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成26年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第37号平成26年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成26年度壱岐市病院事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第38号平成26年度壱岐市病院事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成26年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第39号平成26年度壱岐市水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成25年度壱岐市一般会計会計補正予算（第11号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第40号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、要望第1号これからの勤労青年教育のあり方に関する要望について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。要望第1号これからの勤労青年教育のあり方に関する要望について採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、要望第1号これからの勤労青年教育のあり方に

関する要望は不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第27. 同意第1号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第27、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

下記の者を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。本日の提出でございます。

住所、壱岐市郷ノ浦町長峰本村触828番地、氏名、田原和雄、昭和18年8月17日生まれ。

提案理由といたしましては、教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるものでございます。

本案は、壱岐市教育委員会委員田原和雄氏が平成26年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

ここで、議案配付のためしばらくお待ちください。

---

### 日程第28. 諮問第1号～日程第29. 諮問第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第28、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第29、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し上げます。

これは人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要がございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、郷ノ浦町本村触の人権擁護委員平田タカ子氏が本年6月30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、提案いたします。

諮問第2号につきましても、郷ノ浦町若松触の人権擁護委員山川和夫氏が、同じく本年6月30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、提案をいたします。

なお、各候補者の経歴につきましては、お手元にお配りいたしております資料のとおりでございます。御審議賜り、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定いたしました。

次に、諮問第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

---

### 日程第30. 発議第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第30、発議第2号離島航路の運賃低廉化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。10番、豊坂敏文議員。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 登壇〕

○提出議員（10番 豊坂 敏文君） 発議第2号、平成26年3月26日、壱岐市議会議長町田正一様。提出者、壱岐市議会議員豊坂敏文、賛成者、壱岐市議会議員市山和幸、同、今西菊乃。

離島航路の運賃低廉化を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

離島航路の運賃低廉化を求める意見書（案）

国境に接する壱岐、対馬、五島は、最前線としてこれまで我が国の領域・排他的経済水域の保全など、国家的役割を果たしつつ、離島振興策を地域住民とともに進めてきたが、一地方自治体だけでは解決できない課題が山積している状況に置かれている。



なかでも、特に離島航路については本土への移動、輸送手段であり、燃油の高騰及び過疎化や少子高齢化による利用者の減少、運航事業者の経営努力に限界を超えており、相次ぐ運賃等の値上げで、市民生活や産業の振興等に多大な影響を及ぼしている。

行政として地域活性化のため交流人口の拡大を図っているが、運賃が集客誘致に大きく影響しており、市単独でこの課題を解決することは困難である。

よって、国は、離島の重要性、離島の持つ国家的役割等を考慮し、その存在を確固とするために、本土との格差是正を図る必要がある。

特に、下記の事項の実現を強く要望する。

記。1、国民が等しく同じ距離を同じ賃金で移動できる交通基本法を早期制定し、離島航路運賃をJR並み料金まで引き下げること。2、旅客運賃に転嫁されている燃料油価格変動調整金については、国費を投入し、公共交通機関を利用する人、物の公正さを確保する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日、長崎県壱岐市議会。提出先、国土交通大臣、総務大臣。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第2号離島航路の運賃低廉化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際、お諮りします。3月会議において議決さ

れました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

---

○議長（町田 正一君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、白川市長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 壱岐市議会定例会3月会議閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

議員皆様には3月5日から本日まで22日間にわたり、本会議並びに委員会において慎重な御審議をいただき、さまざまな御意見、御助言を賜りまして、まことにありがとうございました。

賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、平成24年7月18日付任命以来、今日まで、1年9カ月にわたり病院事業を初め企画振興、保険部門を中心に市勢振興に多大な御尽力と功績を上げていただいた山下副市長が今月末、3月31日をもって壱岐市副市長を退任され、長崎県に戻られることになりました。山下副市長には、その豊かな見識と行政手腕により壱岐市の市政及び職員をけん引いただきました。

特に、病院事業におきましては、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入という極めて大きな課題に全力で取り組んでいただき、市民病院の経営改善を初め、加入に向けた諸課題解決に大きな前進が図られたところでございます。

また、仕事に対する取り組み、またその姿勢を通して本市職員も山下副市長から多くのことを学んだものと思っております。これまでの御労苦に対し深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、お派遣いただいた中村長崎県知事に対し改めて感謝を申し上げる次第であります。

山下副市長におかれましては、今後ますますの御活躍を心からお祈り申し上げます。

さて、壱岐市は市制施行10年が経過いたしました。これからの10年がまさに重要であると認識をいたしております。壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入、合併算定替の段階的縮減への対応、そして、庁舎問題等、多くの課題がございますが、市民の皆様、議員各位の御意見等を十分お聞きしながら、壱岐市の発展のために全力で市政運営に当たってまいります。今後とも皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に際しての御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

[市長（白川 博一君） 降壇]

---

○議長（町田 正一君） 以上をもちまして平成26年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前11時05分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 赤木 貴尚

署名議員 鵜瀬 和博